

幼保特例による免許状授与の所要資格について(平成31年4月から)

免許法施行規則に定める科目区分等		必要 単位	本学で開講する科目 ※ ()内の数字は単位数を表す。
科目	各科目に含める必要事項		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	2 (※2)	保育内容総論 (2)
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2	現代教職論 (2)
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2 (※1)	保育・幼児教育制度論 (2)
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1	教育課程臨床論 (2)
道徳、総合的な学習の時間等の指導	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	(※2)	授業分析論 (2)
法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	1	幼児の発達理解とカウンセリング・マインド (2)
合計単位数		8	12

※1 日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))を取り扱います。

※2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて2単位を修得。